

家賃を期限付きで支給する「住居確保給付金」

最もタイムリーな公的支援の家賃救済策

新型コロナウイルスの感染拡大と緊急事態宣言に伴い、自粛が広がっている現在、賃貸住宅市場で懸念されているのが家賃滞納です。コロナウイルス禍に即した総合的な対策が求められています。

「住居確保給付金」の概略

- ・離職等により経済的に困窮し、住居を失ったり、失う恐れのある人に対して、求職活動を条件に一定期間、家賃相当額を支給。また、離職等により経済的に困窮し住居を失った者だけではなく、賃貸住宅に居住しながら、住居を失う恐れがある人も支給対象。
- ・支給要件=収入要件、資産要件、就職活動要件。
- ・支給額=賃貸住宅の家賃額(東京都1級地の場合:単身世帯5万3,700円、2人世帯6万4,000円)。
- ・支給期間=原則3カ月間(最長9カ月まで)。



通常時の家賃滞納でしたら手順を踏んだ督促が採られるのですが、何分緊急時ともいえる時です。今後起きるかもしれない家賃支払い遅延、未納、滞納に対する基本的な方針は固めておくべきと考えます。家賃滞納はどうしてもある一定の割合で起きています。ただ、月初に発生した滞納も1カ月か2カ月目で落ち着く傾向にあります。問題は2カ月以上の滞納です。これも通常時なら、家賃の入金が滞った時点で、電話をかける、メールを入れる、直接会うなど直ちに連絡するといった方法があり、一番いいのは入居者本人と直接話すことです。とにかく最初の連絡が極めて

大事で、ここでグズグズすると後に尾を引く結果となります。滞納は月にまたがり重なって長期化すると、支払いがさらに困難を増していく傾向が強くなります。しかし、こうした方法が今回のコロナ感染の拡大で、雇用を失い収入が断られた入居者にどこまで応用できるかということになります。生活に困窮している人に対し十分に配慮した丁寧な対応を国、自治体から打ち出されている各種の補償は流動的、日々更新されています。住居に関する救済措置としては、厚生労働省から「民間賃貸住宅事業者から紹介による住居確保給付

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりまし

住居確保給付金は、経済的に困窮する方への条件に一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・失業から2年以内の方

令和2年4月20日以後 離職・失業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

主な給付要件チェックリスト

年齢	18歳以上65歳未満	チェック
収入	世帯収入が一定額以下	チェック
資産	一定額以下	チェック
住居	賃貸住宅に居住している	チェック
求職	求職活動中	チェック
その他	一定の条件を満たしている	チェック

※出典:厚生労働省

金等の相談があった場合の適切な対応について」が、国土交通省からは「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」が賃貸住宅関係団体宛に出されています。ポイントは、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している人に対し、十分に配慮した丁寧な対応を、さらには、居住者から相談を受けた場合は、各自治体の「住居確保給付金」を取り扱う「生活困窮者自立支援制度の相談窓口」を相談者に紹介するようにお願いします。つまり、家賃支払いに困窮をきたした人に、「住居確保給付金」の相談窓口を紹介することを都道府県及び賃貸住宅の関係団体に強く要望しています。今のところ、賃貸住宅の家賃を期限付きで支給する住居確保給付金が、公的支援として最もタイムリーな家賃救済策といえそうです。

賃貸経営ワンポイントアドバイス

「賃借物の一部使用不能による賃料の減額」改正民法では賃料減額請求を踏み込んで規定



貸経営上心がける項目としてチェックしておきたいと思えます。入居者が普段生活していて、トイレやエアコンなどの設備が故障・破損した場合、オーナーには故障・破損を修理する義務があります。しかし、

貸借物の一部が減少その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができないうちは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される」となり



こと、借主に帰責事由がないことが挙げられています。物件の一部が減少等により使用できなくなった場合に、それが借主の帰責事由によるものでない時は、使用不可の部分の割合に応じて賃料が減額されること、その内容は貸主と借主の間

アパート・マンションの総合コンサルティング

不動産や税金のこと、お気軽に何でもご相談ください

エストハウジングだからできる安心充実「10のコト」

- 1 空部屋の入居者さんを紹介してほしい
- 2 新居・自宅を購入したい
- 3 もう1棟物件を購入したい
- 4 いくらで売れるか査定してほしい
- 5 物件の買換えを検討したい
- 6 相続や法律の事も合わせて相談したい
- 7 修繕の相談にのってもらいたい
- 8 隣地境界線や道路境界線が分からない
- 9 所有している物件が遠方で困っている
- 10 専門の税理士さんを紹介してほしい

★スタッフ同一生懸命頑張ります!お気軽にお問合わせください

新築投資用1棟売アパート

ヴィラート上尾本町

価格 **5,860万円**

物件所在地 住居表示 埼玉県上尾市本町2-12-6
地番表示 埼玉県上尾市本町2-1002-2

構造 木造スレート葺 2階建
築年月 2020年2月
交通 JR高崎線 上尾駅 徒歩12分

地目/土地面積 宅地 / 137.78㎡ (41.6坪)
延床面積 162.37㎡
土地権利 所有権
都市計画 市街化区域
用途地域 第一種中高層住居専用地域
建蔽率/容積率 60% / 160%
現況 全室貸出中
引渡し 即可
接道状況 北東側公道 3.7m
設備 公営水道・プロパンガス・本下水
備考 現況有姿

ご成約時には所定の仲介手数料が発生します。

◆1K×7戸(内1戸が2LDKタイプ)
◆満室稼働中(4月23日現在)
◆インターネット無料(オーナー様負担有)
◆令和2年2月新築

月間賃料 381,500円
満室時想定年収 4,578,000円
満室時利回り 7.81%

LIFE INFORMATION

- ・上尾市文化センター...約250m
- ・上尾二ツ宮郵便局...約620m
- ・セブンイレブン上尾二ツ宮店...約420m
- ・上尾市役所...約400m
- ・上尾警察署...約800m

※図面と現況が異なる場合は現況優先させていただきます。
※利回りは(満室時年間賃料÷物件価格)の単純利回り、年間経費は考慮されていません。
また満室時年間賃料は、あくまでも現況または予想のものであり、将来にわたって確実に得られることを保証するものではありません。

株式会社エストハウジング TEL:048-290-3100 FAX:048-290-3101

埼玉県知事免許(6)第17284号 WEB: https://www.est-21.com
〒333-0801 川口市東川口3-1-4 定休日: 第1・3火曜日、毎週水曜日 取引態様: 媒介

(※) 本紙に掲載しています写真はイメージです。記事と直接関係はありません。